平成２６年（フ）第５３７５号
大阪市中央区南船場１丁目９番１号
債務者　株式会社エージィーエステート
代表者代表取締役　松場　康敏
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤志津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月13日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９号
北海道紋別市渚滑町３丁目35番地10
債務者　有限会社ティーキュービック
代表者代表取締役　工藤　敏孝
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　優文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月15日午後２時
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０５５号
名古屋市中区金山５丁目５番15号
債務者　合資会社アジェンダ
代表者代表社員　角田　　正
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　弘子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５６号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字両五12番地２
債務者　有限会社協伸サービス
代表者代表取締役　角田　　正
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　弘子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２号
北海道北見市北７条西２丁目７番地10　寺前マンション２－205号、前住所北海道北見市南仲町２丁目６番10―23号
債務者　平塚　拓哉
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　大樹
4　破産債権の届出期間　平成27年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月17日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
岩手県大船渡市日頃市町字下鷹生42番地
債務者　佐藤　正光
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　宏洋
4　破産債権の届出期間　平成27年２月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第５０６号
岡山市南区福成２丁目５番30―５号グランメゾンＣ102
債務者　鴨崎美由紀
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１４号
福岡県嘉麻市上臼井446番地１　碓井小太郎団地15号
債務者　藤浦　明俊
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　邦夫
4　破産債権の届出期間　平成27年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月16日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第５８号
福岡県八女郡広川町大字久泉938番地17　シャルネドマンション302号
債務者　堺　　元美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白水由布子
4　破産債権の届出期間　平成27年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第２７４号
青森県むつ市大湊浜町９番地６　ララコーポ２－Ｃ、住民票上の住所青森市幸畑１丁目26番11号
債務者　赤坂　拓真
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成27年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５９号
青森県つがる市牛潟町塚野沢104番地１
債務者　小山内　滋
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　　孝
4　破産債権の届出期間　平成27年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月27日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
山口県大島郡周防大島町大字椋野1726番地２
債務者　大野　　勝
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　勉
4　破産債権の届出期間　平成27年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月31日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２３８１号
北海道石狩市花川北２条３丁目109番地
債務者　遊佐　文武
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　佑揮
4　破産債権の届出期間　平成27年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７７号
埼玉県入間市森坂３番９号第１森坂ハイツ102
債務者　林　　憲治
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松見日出男
4　破産債権の届出期間　平成27年２月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年３月３日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７８号
福島県会津若松市飯盛１丁目４番５号、前住所福島県会津若松市北滝沢２丁目５番32号　藤美ハイツＥ号
債務者　五ノ井　智
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　　崇
4　破産債権の届出期間　平成27年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年４月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係